

【 職業安定法第 3 2 条の 1 3、同法施行規則第 2 4 条の 5 取扱職種の範囲等の明示 】

【求人者・求職者の皆様へ】

事業所名：Charmya Job 許可番号：12-コ-300949

● 取扱職種の範囲等 【職種】全職種 【地域】国内

● 手数料に関する事項

* 求人者から徴収する手数料については別紙、手数料表の通りです。

* 求職者からは手数料は徴収いたしません。

● 苦情の処理に関する事項

苦情の申し出が行われた場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等との連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申し出者に通知します。

苦情申出先：職業紹介責任者 エイエイ シェイン 連絡先：(043) 356-3835

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

取扱者は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。

個人情報の取扱者：職業紹介責任者 エイエイ シェイン

● 返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は別紙、有料職業紹介契約書 第4条のとおりです。

● 業務の運営に関する規程

別紙、業務の運営に関する規程のとおりです。

手数料表

当社が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1. 届出制手数料に係る手数料表

類型	サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
共通	求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は、求人者 とします。
共通	【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 35% ＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働案件通知書などに記載されている額）の 35% 手数料負担者は、求人者 とします。
一般登録型	【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 35% 手数料負担者は、求人者 とします。
サーチ/スカウト型	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 活動一日当たり 30,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は、求人者 とします。
再就職支援型	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【着手金】 1 名あたり 100,000 円 【相談・助言終時】 1 名あたり 50,000 円 【成功報酬】 1 名あたり 50,000 円 手数料負担者は、関係雇用主 とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。

許可番号 12-2-300949

事業所の名称及び所在地 SHEINOVIC Japan 合同会社
合同会社 SHEIN Planning & Consultant 5040.08
260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 1-14-13 千葉大栄ビル 8 階
260-0018 千葉市中央区院内 1 丁目 14-17 K&Iビル 302